

入札公告

中央区では次のとおり工事を発注します。

制限付き一般競争入札

入札参加を希望する方は、参加資格要件を確認の上、定められた方法で申し込んでください。

JV工事総合評価方式

(詳細は中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱：中央区ホームページ参照)

本件は入札後、落札者と仮契約を締結し、令和6年第二回中央区議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

なお、落札者が本契約までに本公告の入札参加資格要件を満たさなくなった場合、仮契約を解除する場合がある。

また、本改修工事の建築工事又は電気設備工事の入札が不調となった場合、本件の入札を取消すことがある。

令和6年4月1日

		案件番号	2024-00252																		
1 工事名	中央区立久松小学校等大規模改修工事（機械設備工事）																				
2 対象業種	空調及び給排水衛生工事																				
3 施工場所	中央区日本橋久松町7番2号																				
4 工事概要	構造・規模：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、 地下1階、地上6階 敷地面積：3,769.97m ² 、建築面積：2,226.25m ² 、延べ面積：10,795.95m ² 主要用途：小学校、幼稚園 改修内容：各所劣化改修、適法化改修、レイアウト改修																				
5 工期	令和8年12月28日まで																				
6 契約の種類	総価契約																				
7 予定価格	1,722,754,000円（電子入札サービス上の予定価格は消費税及び地方消費税を含む。） ※入札金額は消費税率及び地方消費税を含みません。																				
8 入札書比較価格	1,566,140,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）																				
9 低入札価格 調査制度	設ける。調査基準価格未満の入札があったときは、落札者の決定を保留し、履行の可否を調査のうえ落札者を決定する。（予定価格の十分の九から三分の二の範囲内）																				
10 失格基準価格	設ける。（予定価格の十分の九から三分の二の範囲内）																				
11 入札参加 資格要件	① 自主結成する特定建設共同企業体であること。構成は2者によるものとする。 ② 建設共同企業体の構成員となる要件は以下のとおりとする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2) 経営不振の状態ないこと。 (3) 中央区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 引き続き2年以上その営業に従事していること。 ③ 建設共同企業体の構成員となる要件は以下のとおりとする。 建設工事等競争入札参加資格者名簿の上記2の対象業種に登録し、次の要件を満たしている者。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>第一構成員</th><th>第二構成員</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 業種</td><td>空調及び給排水衛生工事</td><td></td></tr><tr><td>2 格付等級及び順位 (申込日現在)</td><td>A ※「空調」及び「給排水衛生」の資格を有し、双方が上記格付、順位が150位以内であること</td><td>A, B, C又はD ※「空調」の資格が上記格付（ただし、Aの者は第一構成員としての要件を満たさない者とする。）</td></tr><tr><td>3 最高完成工事高 入札参加資格審査基準日前7年 以内完了した指定地域内（※ 2）のもの（対象業種に限る）</td><td>官公庁 430,689千円以上</td><td>民間 8,614千円以上</td></tr><tr><td></td><td>861,377千円以上</td><td>17,228千円以上</td></tr><tr><td>4 住所要件</td><td>区内（※1）</td><td></td></tr></tbody></table> ※1 区内：本店又は本区との契約締結の権限を有する営業所等が中央区内にあること。 ※2 指定地域：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 ただし、山梨県又は静岡県に本店を有する者は、上記に両県を加える。 ④ 建設共同企業体の構成員となる者は、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。また、構成員相互間において、資本・人事面等について密接な関係があると認められる場合には建設共同企業体の結成はできない。		第一構成員	第二構成員	1 業種	空調及び給排水衛生工事		2 格付等級及び順位 (申込日現在)	A ※「空調」及び「給排水衛生」の資格を有し、双方が上記格付、順位が150位以内であること	A, B, C又はD ※「空調」の資格が上記格付（ただし、Aの者は第一構成員としての要件を満たさない者とする。）	3 最高完成工事高 入札参加資格審査基準日前7年 以内完了した指定地域内（※ 2）のもの（対象業種に限る）	官公庁 430,689千円以上	民間 8,614千円以上		861,377千円以上	17,228千円以上	4 住所要件	区内（※1）			
	第一構成員	第二構成員																			
1 業種	空調及び給排水衛生工事																				
2 格付等級及び順位 (申込日現在)	A ※「空調」及び「給排水衛生」の資格を有し、双方が上記格付、順位が150位以内であること	A, B, C又はD ※「空調」の資格が上記格付（ただし、Aの者は第一構成員としての要件を満たさない者とする。）																			
3 最高完成工事高 入札参加資格審査基準日前7年 以内完了した指定地域内（※ 2）のもの（対象業種に限る）	官公庁 430,689千円以上	民間 8,614千円以上																			
	861,377千円以上	17,228千円以上																			
4 住所要件	区内（※1）																				

	<p>⑤ 建設共同企業体の構成員の出資割合は、第二構成員については30%以上50%未満とする。</p> <p>⑥ この工事に対応する資格を有する技術者を、建設業法に従い施工現場に配置できること。 ただし、本件担当技術者は入札日の時点で、他の工事に従事していないこと。</p> <p>⑦ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 <p>※落札者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（落札者が直接契約締結するものに限る。）の相手方としないこととする。</p> <p>⑧ 同時発注の案件との重複申込は可とする。</p> <p>ただし、本案件の落札候補者又は低入札価格調査の第一候補者になった場合、その第一構成員は「中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）」、「中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）」及び「中央区立久松小学校等大規模改修工事（電気設備工事）」の第一構成員としての入札参加資格を失う。</p> <p>(注) 入札参加資格者が入札までに、上記要件を満たさなくなったときは入札に参加できない。</p>
12 落札者決定基準	下記のとおり（価格点、施工能力評価点、地域貢献等評価点を合計した評価値の最も高いものを落札者とする。）
13 申込方法	<p>① 電子調達システム電子入札サービスにより、建設共同企業体の「協定書」及び「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出すること。 東京電子自治体共同運営・電子調達サービスの「電子入札操作手順書(工事)」、「電子入札ナビゲーション」で事前に操作方法を確認してから申請すること。</p> <p>② 電子調達システム電子入札サービスにより、建設共同企業体の「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信する際に、最高完成工事高を確認できる該当する業種の「契約書の写し」を添付すること。 (各構成員ごとに必要) ※入札参加資格審査基準日前7年以内に完了した指定地域内のものに限る。 なお、FAXでの提出も可とする。(FAX番号03-3546-9555)</p> <p>③ 上記①の電子調達システム電子入札サービスによる協定書とは別に、「建設共同企業体協定書」(中央区様式)を作成し、構成員間で取り交わすこと。 書式は、次よりダウンロードすること。 中央区ホームページ URL:http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/keiyakunyusatu/keyakuosirase/jv_kyouteisyo.html トップページ→ 区政情報→ 入札・契約情報→ 契約に関するお知らせ→ JV協定書等</p>
14 申込期間	令和6年4月1日（月）から4月16日（火）午後5時まで
15 入札参加資格の決定	令和6年4月18日（木）午後5時までに電子入札サービスにより通知する。
16 現場説明会	行わない。
17 工事設計書等	令和6年4月9日（火）以降、経理課契約係（Eメール：keiri_01@city.chuo.lg.jp）より工事設計書等をJV代表者の担当者連絡先（メールアドレス）に送付するので、受領すること。 ※資格確認結果通知後、「施工能力評価点申告書」・「地域貢献等評価点申告書」・「法定福利費内訳」の様式は発注図書からダウンロードすること。
18 工事成績評定通知書交付	一般競争入札参加資格確認結果通知書(4/18（木）午後5時～)を受けた者には、令和6年4月25日（木）午後1時までに直近3件の工事成績評定通知書を交付するので、企画部施設整備課（中央区役所5階）へ来庁すること。
19 質問の方法	電子調達システム電子入札サービスによる。 発注図書からダウンロードした「質問様式（Excel様式）」を使用すること。 質問の期限は、令和6年4月25日（木）午後1時までとする。
20 質問の回答	電子調達システム電子入札サービスによる。 質問の最終回答日時は、令和6年5月7日（火）午後3時とする。
21 入札方法	電子調達サービスにより行う。
22 入札 (価格点 算出基礎)	入札期間は令和6年5月7日（火）午後3時から5月15日（水）午前9時30分まで(5月15日午前10時30分開札予定) 「電子入札操作手順書（工事）」、「電子入札ナビゲーション」で事前に操作方法を確認してから入札すること。 ※ 入札金額は消費税及び地方消費税を含まない。 また、入札書送信時には、①ダウンロードした「工事費内訳」に金額を記載したもの（社名等を記載すること）、②別紙「法定福利費内訳」を必ず添付すること。 (添付書類はエクセル、ワード、PDF、テキストのいずれかで作成すること。) なお、添付のない場合は無効となる場合がある。 (添付方法は電子入札操作手順書（工事）P2～5)

23 施工能力評価点 申告書等の提出 (施工能力等評価 点算定基礎)	工事成績評定通知書受領後から令和6年5月14日（火）午後5時00分までとする。 総務部経理課契約係（中央区役所3階）へ「施工能力評価点申告書」、「地域貢献等評価点申告書」の様式、「配置予定技術者保有資格者証の写し」、配置予定技術者の実績欄に記入した工事の「CORINS竣工時工事カルテ（技術データ含む）の写し」及びその他必要書類を持参すること。 提出後、提出資料に記載された内容の変更を原則として認めない。 配置予定技術者は原則として変更できない。 ※ 郵送も可とする。（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）期限までに必着のこと。 (〒104-8404 中央区築地1-1-1中央区役所総務部経理課契約係)
24 落札者決定 (予定)	令和6年5月24日（金）午後3時頃 価格点と施工能力等評価点を合計した評価値の最も高いものを落札者とする。
25 落札者への連絡	落札者への連絡は、電話により行う。 連絡を受けた者は、総務部経理課契約係（中央区役所3階）へ速やかに受付票を持参し作成した「建設共同企業体協定書」（中央区様式）の写し及び「委任状」（中央区様式）を提出すること。
26 経過等の公表	入札経過及び結果は、入札（開札）後、経理課窓口及び区のHPで公表する。
27 入札保証金	免除する。
28 契約保証金	契約金額の10%以上徴収する。（以下のいずれかの保証をつけることにより契約保証金の納付が不要となる。） ア 履行保証保険契約の締結（定額てん補特約付） イ 公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド） ウ 前払保障事業会社の契約保証
29 前金払	対象工事（契約金額の40%、限度額3億円、10万円未満の端数切捨て）
30 中間前金払	対象工事（契約金額の20%、限度額5千万円、10万円未満の端数切捨て）
31 契約条項	中央区所定の契約書による。
32 建退共掛金 収納書	建設業退職金共済制度に該当するすべての工事において、同制度に加入し、 掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内に工事担当課へ提出すること。 工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示すること。
33 労災保険加入 確認書	契約締結後速やかに労災保険加入確認書（労働局又は労働基準監督署の確認印が押されたもの）を工事担当課へ提出すること。
34 留意事項	評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。 開札前に入札を辞退する場合は、必ず辞退届を提出するか電子調達サービスで辞退理由を入力すること。 上記の手続きをせず正当な理由なく不参した場合は、次回の入札には参加できないことがあるので注意すること。 本契約には、災害時の協力等に関する特約条項が加わる。 また、「中央区が発注する契約等に係る労働環境の確認に関する実施要綱（平成27年3月31日26中総経第291号）」に基づき、「労働環境チェックシート」を契約締結時に提出すること。
35 その他	① 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 ② 落札者が、契約までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 ③ 中央区に競争入札参加資格を有する者は、有効期限までに共同運営サービスのシステムを使用して継続申請手続きを行い承認されなければ競争入札参加資格を失う。 本競争入札に参加する場合は、継続手続きを速やかに行うこと。 ④ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
36 注意事項	① 入札金額は、消費税及び地方消費税は含まない。 ② 入札書を送信すると、入札書入力内容の変更はできない。 (添付書類を付けずに送信してしまったものは、再度の送信ができない。) ③ 添付書類①【工事費内訳】②別紙【法定福利費内訳】はエクセル、ワード、PDF、テキストで作成し、添付ファイル容量の合計が3Mバイトを超えないこと。
37 問い合わせ先	総務部経理課契約係　〔電話番号：03-3546-5260〕

落札者決定基準については、次頁。

中央区立久松小学校等大規模改修工事(機械設備工事)落札者決定基準																																																																																																																												
総合評価の方式		JV工事総合評価方式																																																																																																																										
落札者決定方法		入札に参加した建設共同企業体の価格点、施工能力評価点及び地域貢献等評価点を合計した評価値が最も高いものを落札者とする。																																																																																																																										
評価項目	配点	算定方法等																																																																																																																										
1 価格点	30点	<p>価格点は、入札価格が失格基準価格の1.1倍であったときを30点(満点)とし、以下のとおり算定する。</p> <p>1.入札価格が(失格基準価格 × 1.1)以上の場合 $30 \times [1 - \{ \text{入札価格} - (\text{失格基準価格} \times 1.1) \}] / [\text{予定価格} - (\text{失格基準価格} \times 1.1)]$</p> <p>2.入札価格が(失格基準価格 × 1.1)未満の場合 $30 \times [1 - \{ (\text{失格基準価格} \times 1.1) - \text{入札価格} \}] / [\text{予定価格} - (\text{失格基準価格} \times 1.1)]$</p>																																																																																																																										
2 施工能力評価点	23点	<p>① 工事成績評価点 (15点)</p> <p>各構成員の直近3件の工事成績点の平均に出資比率を乗じた合計でJVの工事成績点を算定し下表に当てはめる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JVの工事成績点</th> <th>評価点</th> <th>JVの工事成績点</th> <th>評価点</th> <th>JVの工事成績点</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0点以上60点未満</td><td>0</td><td>73点以上74点未満</td><td>9.5</td><td>87点以上88点未満</td><td>13.7</td></tr> <tr><td>60点以上61点未満</td><td>0.5</td><td>74点以上75点未満</td><td>10</td><td>88点以上89点未満</td><td>13.8</td></tr> <tr><td>61点以上62点未満</td><td>1</td><td>75点以上76点未満</td><td>10.5</td><td>89点以上90点未満</td><td>13.9</td></tr> <tr><td>62点以上63点未満</td><td>1.5</td><td>76点以上77点未満</td><td>11</td><td>90点以上91点未満</td><td>14</td></tr> <tr><td>63点以上64点未満</td><td>2</td><td>77点以上78点未満</td><td>11.5</td><td>91点以上92点未満</td><td>14.1</td></tr> <tr><td>64点以上65点未満</td><td>2.5</td><td>78点以上79点未満</td><td>12</td><td>92点以上93点未満</td><td>14.2</td></tr> <tr><td>65点以上66点未満</td><td>3</td><td>79点以上80点未満</td><td>12.5</td><td>93点以上94点未満</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>66点以上67点未満</td><td>3.5</td><td>80点以上81点未満</td><td>13</td><td>94点以上95点未満</td><td>14.4</td></tr> <tr><td>67点以上68点未満</td><td>4</td><td>81点以上82点未満</td><td>13.1</td><td>95点以上96点未満</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>68点以上69点未満</td><td>5</td><td>82点以上83点未満</td><td>13.2</td><td>96点以上97点未満</td><td>14.6</td></tr> <tr><td>69点以上70点未満</td><td>6</td><td>83点以上84点未満</td><td>13.3</td><td>97点以上98点未満</td><td>14.7</td></tr> <tr><td>70点以上71点未満</td><td>7</td><td>84点以上85点未満</td><td>13.4</td><td>98点以上99点未満</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>71点以上72点未満</td><td>8</td><td>85点以上86点未満</td><td>13.5</td><td>99点以上100点未満</td><td>14.9</td></tr> <tr><td>72点以上73点未満</td><td>9</td><td>86点以上87点未満</td><td>13.6</td><td>100点</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>② 同種工事の実績点 (3点)</p> <p>各構成員の同種工事の実績点に出資比率を乗じて得た値を合計した点数</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>当該年度を含む過去11年度内に同規模以上の同一業種の官公庁実績</td><td>3点</td></tr> <tr><td>当該年度を含む過去11年度内に1/2以上の官公庁実績又は同規模以上の民間実績</td><td>2点</td></tr> <tr><td>当該年度を含む過去11年度内に官公庁実績又は1/2以上の民間実績</td><td>1点</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 配置予定技術者の資格点 (3点)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)</td><td>3点</td></tr> <tr><td>2級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)</td><td>2点</td></tr> <tr><td>その他の技術者(電気主任技術者等)</td><td>1点</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 配置予定技術者の実績点 (2点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(CORINS工種: 空調設備工事・給排水衛生設備工事)</th> <th>監理技術者</th> <th>主任技術者</th> <th>担当技術者又は現場代理人</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>同種工事(請負金額17億円以上)</td><td>2点</td><td>1.5点</td><td>1点</td><td>0点</td></tr> <tr><td>類似工事(請負金額8億5千万円以上)</td><td>1.5点</td><td>1点</td><td>0.5点</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table>						JVの工事成績点	評価点	JVの工事成績点	評価点	JVの工事成績点	評価点	0点以上60点未満	0	73点以上74点未満	9.5	87点以上88点未満	13.7	60点以上61点未満	0.5	74点以上75点未満	10	88点以上89点未満	13.8	61点以上62点未満	1	75点以上76点未満	10.5	89点以上90点未満	13.9	62点以上63点未満	1.5	76点以上77点未満	11	90点以上91点未満	14	63点以上64点未満	2	77点以上78点未満	11.5	91点以上92点未満	14.1	64点以上65点未満	2.5	78点以上79点未満	12	92点以上93点未満	14.2	65点以上66点未満	3	79点以上80点未満	12.5	93点以上94点未満	14.3	66点以上67点未満	3.5	80点以上81点未満	13	94点以上95点未満	14.4	67点以上68点未満	4	81点以上82点未満	13.1	95点以上96点未満	14.5	68点以上69点未満	5	82点以上83点未満	13.2	96点以上97点未満	14.6	69点以上70点未満	6	83点以上84点未満	13.3	97点以上98点未満	14.7	70点以上71点未満	7	84点以上85点未満	13.4	98点以上99点未満	14.8	71点以上72点未満	8	85点以上86点未満	13.5	99点以上100点未満	14.9	72点以上73点未満	9	86点以上87点未満	13.6	100点	15	当該年度を含む過去11年度内に同規模以上の同一業種の官公庁実績	3点	当該年度を含む過去11年度内に1/2以上の官公庁実績又は同規模以上の民間実績	2点	当該年度を含む過去11年度内に官公庁実績又は1/2以上の民間実績	1点	1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	3点	2級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	2点	その他の技術者(電気主任技術者等)	1点	(CORINS工種: 空調設備工事・給排水衛生設備工事)	監理技術者	主任技術者	担当技術者又は現場代理人	なし	同種工事(請負金額17億円以上)	2点	1.5点	1点	0点	類似工事(請負金額8億5千万円以上)	1.5点	1点	0.5点	0点
JVの工事成績点	評価点	JVの工事成績点	評価点	JVの工事成績点	評価点																																																																																																																							
0点以上60点未満	0	73点以上74点未満	9.5	87点以上88点未満	13.7																																																																																																																							
60点以上61点未満	0.5	74点以上75点未満	10	88点以上89点未満	13.8																																																																																																																							
61点以上62点未満	1	75点以上76点未満	10.5	89点以上90点未満	13.9																																																																																																																							
62点以上63点未満	1.5	76点以上77点未満	11	90点以上91点未満	14																																																																																																																							
63点以上64点未満	2	77点以上78点未満	11.5	91点以上92点未満	14.1																																																																																																																							
64点以上65点未満	2.5	78点以上79点未満	12	92点以上93点未満	14.2																																																																																																																							
65点以上66点未満	3	79点以上80点未満	12.5	93点以上94点未満	14.3																																																																																																																							
66点以上67点未満	3.5	80点以上81点未満	13	94点以上95点未満	14.4																																																																																																																							
67点以上68点未満	4	81点以上82点未満	13.1	95点以上96点未満	14.5																																																																																																																							
68点以上69点未満	5	82点以上83点未満	13.2	96点以上97点未満	14.6																																																																																																																							
69点以上70点未満	6	83点以上84点未満	13.3	97点以上98点未満	14.7																																																																																																																							
70点以上71点未満	7	84点以上85点未満	13.4	98点以上99点未満	14.8																																																																																																																							
71点以上72点未満	8	85点以上86点未満	13.5	99点以上100点未満	14.9																																																																																																																							
72点以上73点未満	9	86点以上87点未満	13.6	100点	15																																																																																																																							
当該年度を含む過去11年度内に同規模以上の同一業種の官公庁実績	3点																																																																																																																											
当該年度を含む過去11年度内に1/2以上の官公庁実績又は同規模以上の民間実績	2点																																																																																																																											
当該年度を含む過去11年度内に官公庁実績又は1/2以上の民間実績	1点																																																																																																																											
1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	3点																																																																																																																											
2級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	2点																																																																																																																											
その他の技術者(電気主任技術者等)	1点																																																																																																																											
(CORINS工種: 空調設備工事・給排水衛生設備工事)	監理技術者	主任技術者	担当技術者又は現場代理人	なし																																																																																																																								
同種工事(請負金額17億円以上)	2点	1.5点	1点	0点																																																																																																																								
類似工事(請負金額8億5千万円以上)	1.5点	1点	0.5点	0点																																																																																																																								
3 地域貢献等評価点	7点	<p>各構成員の地域貢献等評価点を合計し、構成員数で除して得た点数</p> <p>① 地域貢献評価点 (3点)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>町会、自治会又は区商店街連合会、区工業団体連合会に加入</td><td>1点</td></tr> <tr><td>区と災害時応急対策協定を締結又は区内消防団若しくは帰宅困難者支援施設運営協議会に加入</td><td>1点</td></tr> <tr><td>区内に本店を置いている</td><td>1点</td></tr> </tbody> </table> <p>② 社会貢献評価点 (4点)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>法定雇用率(2.3%)を超える障害者の雇用</td><td>1点</td></tr> <tr><td>中央区高齢者雇用企業奨励金の交付、高齢者継続雇用制度の導入等</td><td>1点</td></tr> <tr><td>中央区版二酸化炭素排出抑制システムにおけるプロンズ以上のランクの適用又はISO14001、エコアクション21等の認証</td><td>1点</td></tr> <tr><td>中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業、東京都いきいき職場推進事業又は次世代育成支援対策推進事業に認定</td><td>1点</td></tr> </tbody> </table>					町会、自治会又は区商店街連合会、区工業団体連合会に加入	1点	区と災害時応急対策協定を締結又は区内消防団若しくは帰宅困難者支援施設運営協議会に加入	1点	区内に本店を置いている	1点	法定雇用率(2.3%)を超える障害者の雇用	1点	中央区高齢者雇用企業奨励金の交付、高齢者継続雇用制度の導入等	1点	中央区版二酸化炭素排出抑制システムにおけるプロンズ以上のランクの適用又はISO14001、エコアクション21等の認証	1点	中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業、東京都いきいき職場推進事業又は次世代育成支援対策推進事業に認定	1点																																																																																																								
町会、自治会又は区商店街連合会、区工業団体連合会に加入	1点																																																																																																																											
区と災害時応急対策協定を締結又は区内消防団若しくは帰宅困難者支援施設運営協議会に加入	1点																																																																																																																											
区内に本店を置いている	1点																																																																																																																											
法定雇用率(2.3%)を超える障害者の雇用	1点																																																																																																																											
中央区高齢者雇用企業奨励金の交付、高齢者継続雇用制度の導入等	1点																																																																																																																											
中央区版二酸化炭素排出抑制システムにおけるプロンズ以上のランクの適用又はISO14001、エコアクション21等の認証	1点																																																																																																																											
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業、東京都いきいき職場推進事業又は次世代育成支援対策推進事業に認定	1点																																																																																																																											
総合評価合計	60点																																																																																																																											
※ 工事成績評定の申告件数	発注工事の公表日の属する年度及び前5年度内に完了した中央区発注工事(対象業種と同一)のうち直近3件(契約金額500万円超)																																																																																																																											
※ 工事成績評定点の取扱	<p>直近3件に満たない場合、不足分は加算せず1~2件の場合はその件数分の平均点とする。</p> <p>最直近で不良点(60点未満)を有する者は入札参加不可とする。</p> <p>新規参入等で実績がなく、工事成績評定のない者は工事成績評定点を60点とする。</p>																																																																																																																											